

若者が暮らしやすい奈良の動画作成業務委託 仕様書

1. 事業目的

個人の多様な価値観、考え方を尊重しつつ、「結婚」、「家族」、「子育て」等に対するポジティブなイメージを涵養するため、若者をはじめとした（特に高校生）、これからの社会を担っていく世代を主な視聴者と想定した、「若者が暮らしやすい奈良」を想起させる動画を作成することを目的とする。

2. 業務委託期間

契約締結日～令和7年2月28日（金）まで

3. 委託業務の内容

受託者は、下記に規定する動画の制作を実施する。

ア 目的及びコンセプト

- ・「個人の多様な価値観、考え方を尊重しつつ、『結婚』、『家族』、『子育て』等にポジティブなイメージを養うこと」というコンセプトに沿って、若者をはじめとした（特に高校生）、これからの社会を担っていく世代を主な視聴者と想定し、当該世代が集まる県内各施設で放映・配信することを目的とした動画を作成する。
- ・なお、動画の作成にあたっては、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスに十分留意することとする。

イ 企画提案

以下の条件に合った企画を作成し、提案すること。

- ・県が指定する出演者（知事を想定）が主演となって、家事（料理、掃除など）や子育て等を行う内容であること。
- ・「ア 目的」に沿っていること。
- ・動画には必要に応じてナレーション、BGM、音響効果、字幕等を入れること。
- ・視聴者（若者をはじめとした（特に高校生）、これからの社会を担っていく世代）を引きつけ、魅力的なコンテンツとなるよう工夫すること。
- ・動画は1本あたり90秒（ロング）のものと、それを短くした15～30秒（ショート）のものを作成すること。
- ・「結婚」、「家族」、「子育て」というテーマそれぞれにつき少なくとも1本ずつ合計3本作成すること。なお、提案によりそれ以上の本数を作成することを妨げない。

ウ 規格及び成果物

- ・動画の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とし、画面比率は16：9とする。
- ・再生用データ：CD-RまたはDVD-R 2枚
- ・動画配信、ウェブサイト掲載用データ：PC等で再生可能なMP4データ
- ・1つのロング動画につき1つ、サムネイル画像を作成すること。

エ 制作編集

- ・撮影した動画を編集し、撮影日から14日後までに県に初稿動画を提出すること。
- ・原則、初稿動画について2回まで県から受託者へ編集の修正指示ができるものとする。
- ・撮影した動画を配信することを想定して編集を行うこと。

オ 撮影場所及び許可

- ・撮影場所は原則として、奈良県内とすること。
- ・撮影許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な手続き等を行うこと。

- ・作成した動画について、使用期間の制限を原則設けないこと。
- ・上記のことに要する費用はすべて委託料に含めること。

カ 出演者等

- ・県が指定する出演者（知事を想定）については、スケジュール調整等は県が行うため、それに要する費用は委託料に含めないこと。
- ・インタビュアー、ナレーター、声優等を起用する場合は、選定、出演に関する手続きを行い、それに要する費用は委託料に含めること。

キ 納品

- ・「ウ 規格及び成果物」に定める成果物を、10. に示す場所へ令和7年2月28日（金）までに納品すること。

4. 参考資料

作成にあたっては、県から資料を貸与できるものとするが、他の媒体の資料も参考にすること。受託者は、県の指示に従い、借用書を県に提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務完了後は速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

5. 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しによりすべて県に帰属するものとする。
- (2) 県は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を公開し、公衆放送し、展示し、若しくは頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは第三者に利用させること等ができるものとする。
- (3) 成果物の用途上、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保障するものとする。
- (5) 本業務の中で使用する写真・画像、音声、技術等において、既に他者が著作権や所有権等を有する場合、必要なすべての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。

6. 実績報告書の提出

本件受託者は、受託業務の実施内容について記録を残し、業務完了後20日以内又は令和7年2月28日（金）のうち、いずれか早い日までに実績報告書を作成のうえ提出することとする。

また、県は業務実施状況等につき、受託者に報告を求めることができるものとする。

7. 費用負担

受託業務の履行に係る費用については、特段の定めがない限り、すべて受託者が負担するものとする。

8. 支払い条件

実績報告書による履行確認後に、委託料を一括で支払う。

9. その他留意事項

(1) 県との連絡体制

受託者は本事業の適切な実施のため、県と連絡調整を行い得る体制を整えること。

(2) 個人情報保護の取扱い

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、別紙1「個人情報取扱特記事項」及び別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守し、厳正な管理

を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならないこと。

(3) 再委託等の取扱い

受託者は業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならないこと。ただし、主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）を除く一部の業務についてあらかじめ県の承認を受けた場合はこの限りではない。

(4) 業務実施体制

統括責任者を選任するとともに、本業務を実施する際の業務実施体制表を、契約時に作成し、県に提出すること。

(5) 協議の実施

県と受託者は、本業務に関して、必要に応じて協議を実施するとともに、受託者において議事録を作成し、協議を行った日から10日以内に県に提出すること。県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

(6) 帳簿等の整備

経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国又は県の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

(7) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、別紙3「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

(8) 不測の事態への対応

天災の発生や感染症の蔓延等、不測の事態により業務の延期や続行不能が見込まれる場合は、速やかに県と協議を実施し、県の指示を仰ぐこと。

(9) 撮影時の留意点

動画の撮影時に、報道関係者による撮影が入る可能性があるため留意すること。なお、報道関係者への対応は県が行う。

(10) その他

本仕様に記載のない事項については、受託者と県とが協議のうえ決定する。

10. 担当部課連絡先

奈良県 地域創造部 こども・女性局 こども・女性課 少子化対策係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-8603

別紙1 個人情報取扱特記事項

注)「甲」は「県」を、「乙」は「受託者」をいう。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙 2

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること (再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること) を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

別紙3 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法7条の規程の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額を言う。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同条第3条第4項に規定する任意継続被保険者をのぞく）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、または本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。